確定申告が始まります

確定申告の必要がない年金所得者も「住民税」の申告は必要です

平成23年分の確定申告から、公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告が不要になりました。

ですが、住民税には申告不要制度はありませんので、確定申告不要に該当する場合でも、住民税申告が必要となります。

なお、医療費控除などによる所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

復興特別所得税が創設されました

東日本大震災からの復興に関する施策を実施するために必要な財源確保のため、「復興特別所得税」が創設されました。平成25年から平成49年までの各年分の確定申告は、所得税と復興特別所得税をあわせて申告・納付をしなければなりません。

復興特別所得税は、基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2・1％の税率をかけて計算した金額です。

復興特別所得税額
＝
基準所得税額 × 2・1％

問い合わせ先
所得税……熊本東税務署
☎369-5566（自動音声案内）
国税庁HP……http://www.nta.go.jp/
個人住民税……役場税務課　住民税係
☎286-3111　内線355・141・142

税理士会による 確定申告無料相談

サラリーマンや年金受給者が対象です。ぜひご利用ください。

開設期間　2月10日（月）～14日（金）
開設場所　熊本東税務署　3階
受付時間　午前9時～11時
　　午後1時～ 3時

町の申告相談日について

場所　役場3階大会議室
期間　2月中旬から3月中旬

※詳細は、1月下旬に全世帯に配布する日程表をご覧ください。

介護保険の要介護認定を受けている人は「障害者控除」が受けられます

要介護認定を受けている65歳以上の人が、所得税、町県民税の申告をする場合、障害者控除を受けることができます。要介護認定を受けている人に**「障害者控除対象者認定書」**を1月下旬にお送りします。申告の際、この認定書を添付すると、本人またはその扶養義務者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

※本人および扶養義務者の住民税が非課税で申告の必要がない人は、この認定書は必要ありません。なお、身体障害者手帳などを持つ人もこの認定書は必要ありませんが、次のいずれかに該当する人で要介護4・5の人は特別障害者控除を受けることができます。

- **身体障害者手帳（3～6級）に該当**
- **知的障害者療育手帳（B1・B2）に該当**

	障害者控除認定対象者
対　象　者	要介護認定者（65歳以上）
判定の基準日	平成25年12月31日 または資格喪失日現在
判定の基準	『障害者』に認定される人 ……要介護 1～3の人
	『特別障害者』に認定される人 ……要介護 4・5の人

問い合わせ先　役場いきいき長寿課　介護保険係
☎286-3111　内線132・133